

令和3年度仙台市生活衛生関係事業計画

令和3年4月

仙 台 市

目 次

■基本方針	1
■令和3年度重点事業	2
I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策	3
1. 生活衛生監視指導計画	3
(1)対象施設	
(2)監視指導目標	
(3)監視指導項目	
(4)重点監視指導	
2. 営業者等による自主衛生管理の推進	6
(1)衛生教育の推進	
(2)生活衛生同業組合との連携	
(3)各種表彰制度の推進	
II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策	6
1. 健康で快適な生活環境の確保対策	6
(1)ねずみ・衛生害虫対策	
(2)宅地用空き地等の雑草繁茂相談	
(3)スズメバチ等の営巣駆除相談	
(4)生活環境苦情相談	
(5)都市水害発生時等における防疫体制の確保	
2. 住居衛生事業	8
(1)シックハウス対策	
(2)ダニアレルギー対策	
3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	8
(1)衛生教育の推進	
(2)機器整備補助	
(3)河川愛護活動等支援	
III 飲用水の安全確保対策	9
1. 貯水槽水道施設	9
(1)管理状況の把握，定期検査受検指導	
(2)立入検査，指導	
2. 専用水道施設	10
3. 飲用井戸水等	10

IV	その他の事業	P 1 0
1.	家庭用品安全確保対策	P 1 0
2.	一般公衆浴場(銭湯)確保対策	P 1 0
3.	住宅宿泊事業の適正運営対策	P 1 0
4.	環境衛生監視員の資質向上	P 1 1
	(1)実務研修	
	(2)派遣研修	
	(3)相談事例等の共有化	
5.	健康危機管理対応	P 1 1
別表 1	対象施設別監視目標	P 1 2
別表 2	対象施設別基本監視項目	P 1 3
	令和3年度仙台市生活衛生関係年間事業計画一覧表	P 1 4
	用語の説明(50音順)	P 1 5

〔基本方針〕

生活衛生関係事業は、市民が安全で安心な日常生活を送れるよう、生活衛生関係営業施設*等の衛生確保対策、市民生活に係る良好な生活環境の確保対策及び飲用水の安全確保対策の三つを柱として施策を展開します。

＜生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策＞

生活衛生関係営業施設等は、その施設数が令和3年3月現在で約5,000施設に上っており、市民の日常生活に密接に関係する業態であることから、施設の衛生水準の維持向上を図っていくことは重要な課題です。

生活衛生関係営業施設等については、生活衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、衛生講習会の開催及び生活衛生関係営業者自らが実施する自主衛生管理の推進を支援します。

＜市民生活に係る良好な生活環境の確保対策＞

感染症の媒介原因として社会的な関心が高まっている蚊やダニ等の衛生害虫及びねずみに関することやシックハウス*、ダニアレルギー等の住居衛生問題及びスズメバチの営巣駆除相談や宅地用空き地の雑草繁茂相談等市民生活に関連のある生活環境問題についても、引続き市民啓発を充実させるとともに、適切な助言や指導等を通し、市民の健康で快適な生活環境の確保を図ります。

＜飲用水の安全確保対策＞

水道水を受水槽に受けて利用する貯水槽水道*や地下水等を浄化して飲用水として供給する各種の水道施設においては、供給水の安全確保のため、その設備の所有者等が設備等の維持管理を徹底する必要があります。

特に、貯水槽水道の設置数は、令和3年3月現在、約8,200件あり、今後とも水道局をはじめ関係機関との情報共有を進めながら、所有者等に対する適切な指導等を行い、飲用水の安全確保を図ります。

【用語の説明】 語尾に*がついた用語の解説は文末に50音順で掲載しています。

令和3年度重点事業

市民生活に係る良好な生活環境を確保し、市民の健康で快適な暮らしの維持向上を図るため、次の5項目を重点項目として位置づけ、事業を実施します。

○入浴施設におけるレジオネラ症*等感染症防止対策（関連3～4ページ）

新型コロナウイルス感染症の発生により、公衆浴場、旅館業施設、社会福祉施設等における入浴施設の利用状況の変動もあることから、施設休止後の再開時等も含め、適正な衛生管理が非常に重要となります。

入浴施設におけるレジオネラ症等重篤な健康被害の発生を防止するため、浴槽水等の衛生管理状況を確認し、適切な管理を徹底するよう指導するとともに、事業者の自主衛生管理を推進し衛生水準の維持・向上を図ります。

○旅館業施設の衛生確保対策及び適正運営の推進（関連4ページ）

今年度は、昨年延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、宮城県内でも競技が行われる予定です。大会期間に合わせ国内外からの宿泊需要に応じて多様化する旅館業施設の衛生水準の維持・向上が求められることから、旅館業法に基づく衛生指導や、無許可営業の取締り等を通して、旅館業施設の適正な運営を図り、衛生的な宿泊環境の向上に努めます。

○衛生害虫対策に係る市民啓発（関連6～7ページ）

人々のグローバルな移動や地球温暖化の影響による生息域の拡大等に伴い、蚊やダニが媒介する感染症のリスクが高まっています。

そのような状況において良好な生活環境を確保するため、感染症を媒介するおそれのある蚊やダニ等の衛生害虫の生態や防除方法に関する情報を広く市民に提供します。

○貯水槽水道、専用水道*の安全性確保対策（関連9～10ページ）

日常生活に不可欠な飲用水の利用にあたり、健康被害の発生防止の観点から安全性を確保することが重要です。

マンションやビル等の建物で、市が水質等を管理する水道水を、受水槽に一旦溜めた後に利用する簡易専用水道*や簡易専用小水道*等の貯水槽水道については、関係機関（水道部局、登録検査機関*等）と連携し、建物の所有者等が適正に衛生管理を行うよう指導します。

また同様の観点から、専用水道における適切な維持管理状態を確保するための指導についても引続き行います。

○環境衛生監視員の人材育成・資質向上の推進（関連11ページ）

生活衛生関係営業施設等の監視指導の実施にあたっては、科学的知見に基づいた高度な技術及び関係法令等についての幅広い知識が要求されることから、環境衛生監視員*として必要な専門的知識の習得や監視技術の向上を図るため、業務に関する実務的な研修を充実させるとともに、厚生労働省等の外部機関が主催する研修会や各種学会等に積極的に参加し、業務に関する最新の情報収集に努め生活環境の衛生確保に係る人材の育成及び資質の向上に努めます。

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1. 生活衛生監視指導計画

(1) 対象施設

①営業六法*施設

興行場*，旅館業施設，公衆浴場，理容所，美容所，クリーニング所

②営業六法以外の生活衛生関係施設

温泉利用施設，遊泳用プール(※)，専用水道，貯水槽水道施設等，特定建築物*，
化製場*・畜舎*等，コインランドリー

(※容量がおおむね100m³以上で学校プールを除く)

(2) 監視指導目標

監視指導目標は、別表1に基づき、対象施設別に1年に1回～3年に1回の頻度を基本として、生活衛生課及び各区衛生課で地域特性および施設の管理状態等に応じた計画を策定し、監視指導を実施します。

なお、監視指導目標値については、年度終了時に、実効性について検証を行い、適正化を図ります。

(3) 監視指導項目

監視指導は、対象施設別に別表2に示した項目を基本として、実施します。

不適項目のある施設については、指導を徹底し、衛生水準の向上を図ります。

衛生管理状況については、自主管理状況の把握と併せ、行政が実施する水質検査等により確認します。

(4) 重点監視指導

特に対策が必要な事項として、今年度は、以下の点について重点的に監視指導を実施します。

①公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設におけるレジオネラ症等感染症防止対策

入浴施設において、レジオネラ症の発生を防止するためには、営業者による自主管理体制の構築が重要であることから、「入浴施設におけるレジオネラ症防止のための衛生管理手引書作成の手引き」(平成29年)を活用し、適切な衛生管理手引書及び点検表の作成を促すとともに、営業者の作成した衛生管理手引書及び点検表に基づき適切に管理が行われていることを確認します。

また、衛生管理が適切に実施されていることを検証するため、レジオネラ属菌*

検査等の行政検査を実施し、得られた検査結果や収集した最新の科学的知見を踏まえた指導を行います。さらに、レジオネラ属菌が検出され、健康被害が発生する恐れが高いと認められる場合、又は入浴施設が感染源として疑われる患者発生の情報を入手した場合は、「仙台市レジオネラ症防止対策指導要領」（平成27年）に基づき、必要な調査・指導等を実施し、被害拡大防止に努めます。

なお、社会福祉施設等の入浴施設についても、「仙台市社会福祉施設等の入浴施設におけるレジオネラ症防止対策要領」（平成22年）に基づき、必要に応じ関係部局と連携し、衛生指導を行います。

②生活衛生関係営業施設でのノロウイルス等感染症の防止対策

多くの市民が利用する生活衛生関係営業施設におけるノロウイルス、インフルエンザ等による感染症防止対策について、関係部局と連携を図りつつ、啓発・周知等を行います。特にノロウイルスは嘔吐物等の不適切な処理が、施設内での集団感染を引き起こす原因となる場合もあることから、消毒方法など営業者自らが対応できるよう感染症防止対策に関する情報提供等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等、各省庁や関係団体からの最新情報を提供します。

③旅館業施設における衛生管理等の指導

旅館業施設において、旅館業法に基づく監視指導を行い、衛生的な宿泊環境の維持向上に努めます。

また、施設周囲の善良な風俗を保持し、青少年の健全育成を阻害することのないよう健全な営業を推進する観点においても、法令による基準の適合状況について継続して監視指導を行うとともに、「仙台市ラブホテル等指導要綱」（昭和59年）の趣旨について、営業者に理解と同意を求めています。

さらに、旅館業法の許可を得ずに旅館業が営まれている場合や、住宅宿泊事業*法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供している場合等、旅館業法に違反している施設に対して是正指導を行います。

④理・美容所の衛生指導

ア 実効性の高い立入検査の実施

消毒啓発パンフレット等を活用し、監視指導を行うとともに、理・美容師の資格に基づいた業務内容となっているかを確認の上、適切な指導を行います。

なお、頭髮に係る作業を行う施設で洗髪設備が未設置の施設においては、市条例について説明し、増改築を行う場合には洗髪設備を設置するよう引続き指導します。また、出張理・美容営業に関する規制等について周知するとともに、出張営業時に適切な衛生管理が図られるよう指導します。

イ 衛生講習会の実施

理・美容所従事者に対して、衛生講習会を実施し、衛生管理の徹底とともにまつ毛エクステンション*及び酸化染毛剤*による健康被害防止などの周知を行います。

⑤クリーニング所等の衛生指導

「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年厚生省）に準拠し、衛生指導に加え防火安全上の対策についても助言指導を行います。なお、ドライクリーニング工場の新設等における事前指導においては、関係法令を所轄する建築部局及び消防部局と引続き連携し、指導を強化します。

また、近年増加しているコインランドリー施設については、衛生管理、機器の状況等について把握に努め、設置者等に対し、適切な衛生指導を行います。

⑥特定建築物の衛生指導

ア 着工前事前協議

特定建築物の適切な維持管理を図るため、建築確認申請時に衛生設備等の設計、運用等について、「仙台市特定建築物事前指導に関する事務手続要領」（平成17年）における特定建築物の設計、施工並びに竣工に関する衛生上の指導指針に基づき技術指導を実施します。

イ 立入検査の実施

使用開始後概ね1年を経過した新規特定建築物及び管理状況の確認が必要と判断される特定建築物等を重点施設とした、空気環境測定機等を用いた立入検査の他、冷却塔冷却水の採水によるレジオネラ属菌検査を実施し適切な指導を行います。立入検査では、空気調和設備や給排水設備の管理状況、レジオネラ症防止対策及びI PM*の考え方に基づくねずみ・害虫防除対策等に加え、新型コロナウイルス感染症防止対策として機械換気設備等の適切な点検・整備等について指導啓発を行います。

ウ 管理状況報告書の確認、指導

特定建築物の維持管理状況について令和4年2月中までに前年の実施結果についての報告を求め、報告内容に応じて適切な指導や立入検査等を実施します。

エ 建築物環境衛生管理講習会の開催

特定建築物の衛生的環境を確保するため、特定建築物所有者、維持管理権原者及び建築物環境衛生管理技術者等を対象とした管理講習会を開催します。

- ・開催時期：令和4年2月（予定）
- ・開催場所：未定

2. 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業者等を対象とした衛生講習会を開催することで、最新の知見に基づく情報提供及び必要な衛生指導を行います。また、自主点検実施の指導等を行い、営業者による自主衛生管理の推進を図ります。

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業施設の営業者が、市民生活に密着したサービス業における衛生水準の維持向上のため、営業者による自主衛生管理を促進し、業界の発展や市民生活の安定に寄与する目的で業種ごとに組織された団体です。市内で活動する組合支部の組合員に対する研修会・衛生講習会を開催するとともに、生活衛生営業指導センターと連携して生衛法*や衛生管理に関する情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図ります。

(3) 各種表彰制度の推進

公衆衛生の向上における功績を讃えるとともに、生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上に資するため、生活衛生功労者及び衛生優良施設を表彰します。

II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1. 健康で快適な生活環境の確保対策

(1) ねずみ・衛生害虫対策

①ねずみ対策

ねずみ駆除に関する市民相談に対しては、ねずみが生息しにくい環境づくりを助言します。

②衛生害虫対策

衛生害虫に関する市民相談については、必要に応じて拡大鏡や顕微鏡を用いて簡易な同定等を行い、適切な対応方法及び駆除方法を助言します。

また、下水道未整備地域において便槽、排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の発生に対する防除対策について助言し、必要に応じて薬剤サンプル（殺虫剤）を配付します。

なお、配付する薬剤は、環境や健康に影響の少ない薬剤を選定し、配付量は必

要最小限に抑えることとします。

③市民啓発

啓発用パンフレット、市政だより及び本市ホームページを活用し、ねずみ・衛生害虫について、幅広い周知に努めます。特に、6月4日（ムシの日）を中心に区役所ロビーなどでパネルや標本を展示し、啓発活動を行います。

(2) 宅地用空き地等の雑草繁茂相談

①雑草繁茂相談対応

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」(昭和63年条例第38号)に基づき、宅地用の空き地において、周辺住民の生活環境に悪影響を与えるような雑草の繁茂に関する相談が寄せられた場合には、当該空き地の所有者等に対し、雑草の除去について助言、指導又は勧告を行います。また、空き家の雑草繁茂相談については関係部局と連携して対応します。

②市民啓発

市政だより及び本市ホームページ等により、宅地用空き地について土地所有者等が適正に管理し、周辺の良い生活環境を保つよう幅広い周知に努めます。

(3) スズメバチ等の営巣駆除相談

①スズメバチ等の営巣駆除相談対応

自宅の敷地内等におけるスズメバチやアシナガバチなどの営巣駆除相談については、適切な対処方法等を助言します。

ただし、一般住宅及びその周辺で通学路周辺等多数の市民に影響が及ぶ公共性の高い場所にスズメバチが営巣した場合で、早急な駆除を公的に実施する必要があると判断されるときは、公費による駆除対応を行います。

②市民啓発

本市ホームページ、啓発用パンフレット、パネル展示及び市政だより等により、スズメバチ等の生態や営巣しやすい場所等について、幅広い周知に努めます。

(4) 生活環境苦情相談

生活環境に関する苦情相談については、受理した各区保健福祉センター衛生課において適切に対応します。

なお、衛生課単独で対応することが難しいと判断される場合には、処理方策を関係部局と協議し、連携して対応するとともに、区役所全体で取り組む課題について

も、関係部局と協力・連携して対応します。

(5) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」（平成13年）に基づき、住宅で床上浸水等の被害が発生した場合に、速やかに消毒実施に関する助言対応ができるよう各区及び総合支所に、消毒用エタノール、逆性石ケン等の消毒用薬剤を備蓄します。また、必要に応じて、（一社）宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」（平成28年）に基づく防疫活動を実施します。

2. 住居衛生事業

(1) シックハウス対策

① 市民啓発・市民相談対応

啓発用パンフレット、市政だより、本市ホームページ及びパネル展示等により、室内の化学物質の低減化方法について、周知に努めます。

また、相談内容に応じて、検知管によるホルムアルデヒド等の簡易測定を実施し、換気等による室内空気環境の具体的な改善方法等について助言します。

② 市有施設等におけるシックハウス対策の推進

「市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル」（平成16年）に基づく対策が確実に講じられるよう、施設の引渡し後のVOC*等検査を生活衛生課で一括契約し、進行管理を行います。併せて、施設を利用する市民に測定結果を周知する取り組みを進め、必要に応じてその結果等を関係部局で構成する仙台市シックハウス対策連絡会議に報告し、対策の推進を図ります。

(2) ダニアレルギー対策

啓発用パンフレット、市政だより、本市ホームページ及びパネル展示等により、ダニアレルゲン*の低減方法について、周知に努めます。

また、相談内容に応じて、ダニアレルゲンの簡易測定を実施し、掃除、換気等による住居環境の具体的な改善方法等について助言します。

3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

(1) 衛生教育の推進

本市ホームページ、パネル展示、市政出前講座等を通して、住民自身によって良

好な生活環境が確保できるよう情報の周知や啓発に努めます。

(2) 機器整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」（昭和53年）に基づき、除草等により自主的に良好な地域生活環境の保持に取り組もうとする町内会等に対し、動力草刈機等の整備補助を行います。

(3) 河川愛護活動等支援

関係部局と連携のもと、市域内の河川・水路の清掃等美化活動に取り組んでいる仙台市河川愛護会に属する団体等の活動を支援します。

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

啓発用パンフレット及び本市ホームページ等により、飲用水の安全確保について情報提供を行うとともに、以下の取り組みを行います。

1. 貯水槽水道施設

(1) 管理状況の把握、定期検査受検指導

法令に規定される管理状況に関する検査（定期検査）について、登録検査機関の協力のもと、受検状況の把握に努めます。

併せて、施設の布設、変更、廃止等にあたっては、引続き水道部局との連携を図り、情報の共有を行いながら、既存施設の布設者、施設名等の台帳情報を確認し、正確な現状の把握に努めます。

また、「令和3年度貯水槽水道の適正管理促進に係る事業方針」に基づき、定期検査未受検施設に対し継続的に受検指導を行うとともに、新規（承継）施設の設置者へ定期検査制度の周知・受検指導を徹底します。

(2) 立入検査、指導

定期検査等により判明した特に衛生上の問題がある施設については、速やかに立入りし、改善を指導します。

また、布設者等からの相談があった場合についても、必要に応じて立入りし、改善を指導します。

2. 専用水道施設

クリプトスポリジウム*等の耐塩素性病原生物による健康被害の発生を防止するため、原水の汚染状況の確認及びリスクレベルに応じた対策の指導を行います。

また、立入検査により衛生管理状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を指導します。

3. 飲用井戸水等

飲用井戸水、湧水、沢水等の自己水源を利用する小規模水道*等については、必要に応じ、衛生管理指導や水質検査を行うなど、より安全な水を利用するための指導を行います。

水道整備地域については、飲用には水道水の使用を働きかけ、井戸水等は、雑用水として使うこと等、助言や指導を行います。

また、必要に応じて関係部局と連携し情報共有を図ります。

IV その他の事業

1. 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和48年法律第112号）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児肌着等の試買検査を行い、基準違反の場合は、回収等の措置を行います。また、本市ホームページ等により、家庭用品の正しい使用方法等について、周知に努めます。

2. 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和58年）に基づき、設備改善費用及び運営費用の一部補助を実施します。

3. 住宅宿泊事業の適正運営対策

「住宅宿泊事業法」（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業の届出受付及び事業実績報告徴収等による監督を行います。また、無届施設等、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供している施設については、旅館業法に基づく無許可営業施設として是正指導を行います。事業を行うにあたり、衛生や安全の確保のために必要な

措置等について、本市ホームページ等で周知します。

4. 環境衛生監視員の資質向上

市民が安全で安心な日常生活を送れるよう良好な生活環境を実現し、市民の健康を確保するため、職員研修等を通して、環境衛生監視員の資質の向上を図ります。

(1) 実務研修

環境衛生監視員として必要な専門知識の習得、監視指導業務の手法、基本的な検査技術の習得、効果的な啓発指導や苦情処理の手法等について、各保健所支所での実務研修に加えて、市保健所全体での研修を通して、環境衛生監視員の日常業務に反映させるよう努めます。

実務研修名(予定)	開催時期(予定)
ア 生活衛生関係業務フロー研修	4月
イ 先輩職員による新任監視員等実務研修	4月～
ウ 各種研修派遣者による伝達研修	1月
エ 事例検討研修	2月

(2) 派遣研修

専門的知識の習得や最新の情報収集を目的として、各種研修会、学会及び講習会等に環境衛生監視員を派遣し（オンライン受講含む）、資質の向上を図ります。

(3) 相談事例等の共有化

各区に寄せられる市民、事業者からの相談事例等について、情報の共有化を図りながら業務の適正な実施に努めます。

5. 健康危機管理対応

生活衛生関係施設が原因と疑われる感染症の発生届があった場合は、担当部局と連携・協力して施設の調査等を行い、被害拡大の防止や原因究明に努めます。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ*及び新型インフルエンザ*等の健康危機について、安全で安心できる市民生活を確保するため関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応します。

別表 1 対象施設別監視目標

	対象施設	監視目標(%) (監視施設数/施設数)	備 考
営業六法施設	興行場	100	
	旅館業施設	100	
	公衆浴場	100	
	理容所	33 (美容所との重複開設施設は100)	衛生講習会で補完
	美容所	33 (理容所との重複開設施設は100)	衛生講習会で補完
	クリーニング所	—	2年毎に全工場*監視(今年度は各区で設定), その他の施設は各区で設定
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	100	施設数として100%
	遊泳用プール	100	
	専用水道	100	
	貯水槽水道施設等	—	特に衛生上問題がある施設は100%, その他の施設は各区で設定
	特定建築物	10	管理状況報告書の確認, 衛生管理講習会で補完
	化製場・畜舎等	50(犬舎) 100(その他の施設)	
	コインランドリー	100	2年毎に全施設監視(今年度は100%)

*工場: クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所を除いた施設

別表2 対象施設別基本監視項目

	対象施設	基本とする監視項目
営業六法施設	興行場	管理状況（衛生状態，照明設備，空調設備，帳簿），変更事項の有無
	旅館業施設	管理状況（衛生状態，給水・給湯設備，浴槽水，衛生管理手引書・点検表・宿泊者名簿等帳簿，善良風俗保持），変更事項の有無
	公衆浴場	管理状況（衛生状態，給水・給湯設備，浴槽水，衛生管理手引書・点検表等帳簿，善良風俗保持），変更事項の有無
	理容所	管理状況（衛生状態，器具消毒，器具・薬品管理），資格者従事状況，変更事項の有無
	美容所	
	クリーニング所	管理状況（衛生状態，機械器具整備・消毒，溶剤等保管），資格者従事状況，研修・講習受講状況，変更事項の有無
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	管理状況（衛生状態，温泉成分等掲示・再分析実施），変更事項の有無
	遊泳用プール	管理状況（衛生状態，排（環）水口，給水・給湯設備，管理日誌等帳簿），変更事項の有無
	専用水道	管理状況（設備，水質，帳簿），水道技術管理者従事状況，変更事項の有無
	貯水槽水道施設等	管理状況（受水槽・高置水槽，水質，定期検査受検），変更事項の有無
	特定建築物	管理状況（空調・給排水設備，清掃，廃棄物処理，室内空気環境，帳簿），変更事項の有無
	化製場・畜舎等	管理状況（衛生状態，換気・給排水設備，廃棄物処理），変更事項の有無
	コインランドリー	管理状況（衛生状態，機械器具整備・消毒），変更事項の有無

令和3年度仙台市生活衛生関係年間事業計画一覧表

事業名	事業内容	時期
I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策 1. 生活衛生監視指導計画 2. 営業者等による自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・監視目標, 監視項目に基づく監視指導 ・入浴施設におけるレジオネラ症防止対策 ・ノロウイルス等感染症の防止対策 ・営業施設等の衛生指導 ・衛生教育の推進, 衛生講習会の開催 ・生活衛生同業組合との連携 ・各種表彰制度の推進 	通年 通年 通年 通年 通年 通年 1 2 月
II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策 1. 健康で快適な生活環境の確保対策 2. 住居衛生事業 3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・衛生害虫対策 ・宅地用空き地等の雑草繁茂相談 ・スズメバチ等の営巣駆除相談 ・生活環境苦情相談 ・都市水害発生時等における防疫体制の確保 ・シックハウス対策 ・ダニアレルギー対策 ・衛生教育の推進 ・機器整備補助 ・河川愛護活動等支援 	随時 初夏～秋季 初夏～秋季 随時 随時 随時 随時 随時 初夏～秋季 随時
III 飲用水の安全確保対策 1. 貯水槽水道施設等 2. 専用水道施設 3. 飲用井戸水等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理状況の把握, 定期検査受検指導 ・立入検査, 指導 ・立入検査, 管理状況確認 ・飲用井戸水使用者等への指導 	随時 通年 通年 随時
IV その他の事業 1. 家庭用品安全確保対策 2. 一般公衆浴場(銭湯) 確保対策 3. 住宅宿泊事業の適正運営対策 4. 環境衛生監視員の資質向上 5. 健康危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・試買検査の実施, 市民への情報提供 ・設備改善費用及び運営費用の一部補助 ・届出受付, 事業実績報告徴収, 適正管理指導 ・実務研修, 派遣研修 ・相談事例等の共有化 ・鳥インフルエンザ等の対応 	随時 随時 随時 随時 通年 随時

○用語の説明（50音順）

（英数）

■ I P M（あい・ぴー・えむ）

総合的有害生物管理（Integrated Pest Management）の略称で、ねずみや病害虫の防除に関し、利用可能なすべての防除技術を利用し、経済性を考慮しつつ、適切な手段を総合的に講じる防除手法のことをいいます。

従来のように、漫然と薬剤を定期散布したりするのではなく、害虫等の生息状況に応じ、発生防止の措置を講じた上で、薬剤の使用量を適切な量にすることで、人の健康に対するリスクを軽減し、環境保全にも配慮した害虫防除の考え方が主流になってきています。

■ V O C（ぶい・おー・しー）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、ホルムアルデヒドやトルエン、キシレン、ベンゼン類などの空気中で容易に液体から気体へと蒸発してしまう物質の総称です。家屋の建材や内装材などから放散されるホルムアルデヒドや、トルエンをはじめとする揮発性有機化合物が頭痛やめまいなどの健康被害（シックハウス症候群）の原因となることがあります。

（あ行）

■ 営業六法（えいぎょうろっぽう）

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法を合わせて生活衛生関係営業六法といえます。これらの6つの法律で規制されている営業施設について、個々の法令に基づく衛生措置の遵守状況はもとより、空気環境や飲料水等の衛生管理状況などについて確認し、施設の衛生水準向上のための指導を行っています。

（か行）

■ 化製場（かせいじょう）

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設のことをいいます。また、獣畜とは、牛・馬・豚・めん羊及び山羊をいいます。

■ 簡易専用水道（かんいせんようすいどう）

簡易専用水道は水道法で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

■ 簡易専用小水道（かんいせんようしょうすいどう）

簡易専用小水道は宮城県簡易給水施設等の規制に関する条例で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の

各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が5 m³を超え10 m³以下のものをいいます。

■環境衛生監視員（かんきょうえいせいかんしん）

環境衛生監視員とは、環境衛生に係る施設に対して立入検査等の監視指導を行う地方自治体の職員で、保健所に勤務しています。監視指導を実施する施設は、それぞれの法律が適用される興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの生活衛生関係営業施設です。その他に、一定規模以上のオフィスビルなどの特定建築物や化製場などの監視指導も行っています。

■クリプトスポリジウム（くりぷとすぽりじうむ）

クリプトスポリジウムは動物の腸に寄生する大きさ約5 μm の原虫で、下痢や軽い発熱などの症状を引き起こします。環境水中では、オーシスト（4～6 μm）（※注）として検出されます。オーシストは塩素消毒には抵抗性がありますが、熱には弱く煮沸すると死滅します。

（注）オーシスト：クリプトスポリジウムが寄生する動物の体内から外に出てきた形。卵のような形をしており、中には3～4匹の虫体があり、表面は丈夫な殻で覆われているため、塩素系消毒剤に対し極めて強い耐性があります。

■興行場（こうぎょうじょう）

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。興行場法で施設の換気、照明などの衛生措置を講ずることが義務付けられています。

■高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりいんふるえんざ）

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスの感染症が、鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。鳥インフルエンザウイルスは、通常、ヒトに感染することはありませんが、感染した鳥に触れる等濃厚接触をした場合など、稀に鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することがあるといわれています。

（さ行）

■酸化染毛剤（さんかせんもうざい）

染毛成分が毛髪内に浸透することによって毛髪を染める製品で、ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染め、アルカリカラー等と呼ばれています。酸化染毛剤には主成分としてパラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール等の酸化染料が含まれていますが、これらの物質は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもあります。

■シックハウス（シックハウス症候群）（しっくはうす（しっくはうすしょうこうぐん））

室内空気汚染により起こる健康影響のことをいいます。建材及び家具等から発生する化学物質やダニ、カビ等が原因とされています。

■住宅宿泊事業（じゅうたくしゅくはくじぎょう）

旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものとして住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をして営業するものをいいます。

■小規模水道（しょうきぼすいどう）

小規模水道は宮城県簡易給水施設等の規制に関する条例で定義されており、地下水などの自己水源を利用し、居住者30人以上100人以下又は利用者30人以上に給水する水道をいいます。

■新型インフルエンザ（しんがたいんふるえんざ）

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

■生衛法（せいえいほう）

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の略称で、理容業や美容業、クリーニング業、旅館業、飲食業等18業種について、経営の健全化、衛生水準の維持向上等を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としています。これらの業種は国民の生活に密接に関係していることから、営業者の自主活動の促進、経営の健全化の指導など各種の行政施策が、この法律により講じられています。

■生活衛生関係営業施設（せいかつえいせいかんけいえいぎょうしせつ）

日常生活に必要とされるサービスを提供し、身の回りの衛生に係る店舗や施設をいいます。主な例として、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業施設、映画館、プールなどが該当します。

■専用水道（せんようすいどう）

専用水道は水道法で定義されており、地下水等の自己水源を利用し、居住者が101人以上、又は1日の最大給水量が20m³を超える自家用水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道をいいます。また、水道水のみを水源としている場合は、上下面及び側面の六面点検ができない貯水槽(受水槽)の有効容量の合計が100m³を超える水道か、もしくは地中又は地表に施設されている口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超える水道のことをいいます。寄宿舎、社宅、団地等の自家用の水道が該当します。

(た行)

■ダニアレルゲン（だにあれるげん）

ヒョウヒダニという種類のダニの糞（ふん）や死がいなどダニアレルギーを引き起こす原因となるものをいいます。

■畜舎（ちくしゃ）

化製場等に関する法律施行令で定める動物（牛，馬，豚，めん羊，山羊，犬，鶏，あひる）を，化製場等に関する法律施行条例（宮城県条例第 15 号）で定める数以上，飼養又は収容する施設をいいます。

■貯水槽水道（ちよすいそうすいどう）

ビル・マンション等の建物で，市の水道局から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に供給する給水設備のことをいいます。受水槽に入るまでの水質は水道局が管理しますが，受水槽以降はその設置者（建物の所有者）が責任を持って管理する必要があります。

■登録検査機関（とうろくけんさきかん）

貯水槽水道において，簡易専用水道などの管理状況の検査を行う民間機関等で，水道法第 3 4 条の 2 第 2 項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のことをいいます。貯水槽水道のうち簡易専用水道及び簡易専用小水道は，法令等に基づき毎年 1 回以上，定期的に登録検査機関による管理状況等の検査を受ける必要があります，有効容量が 5m³以下の貯水槽水道についても市要綱において検査を受けるよう努めることとされています。

■特定建築物（とくていけんちくぶつ）

事務所，学校，店舗，旅館などに使用される建築物のうち，延べ床面積が 3, 0 0 0 m²以上のものをいいます（ただし，学校教育法第 1 条に該当する学校等は 8, 0 0 0 m²以上）。建築物における衛生的環境の確保に関する法律により空気環境や飲用水などの維持管理についての基準が定められています。

（ま行）

■まつ毛エクステンション（まつげえくすてんしょん）

シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ，まつ毛を長くしたり濃くしたりするなど，ボリュームアップする手法で美容師法に基づく美容行為と位置づけられています。目元というデリケートな部分に行う施術のため，接着剤や器具の刺激，施術者の技術により危害が生じるおそれがあり，施術にあたっては細心の注意が必要となります。

（ら行）

■レジオネラ属菌・レジオネラ症（れじおねらぞくきん・れじおねらしょう）

レジオネラ症とは，土壌や河川，湖沼などの自然界に広く生育しているレジオネラ属菌

が原因で発症する感染症です。レジオネラ属菌は36℃前後でよく増殖し、冷却塔の中の冷却水、循環型浴槽、循環型給湯、プールなどで衛生管理が不十分な場合に、温度や栄養分などの条件が整うと繁殖することがあります。レジオネラ症には抵抗力の弱い人がかかりやすく、重症の場合には死亡することもあるレジオネラ肺炎と、発熱や頭痛、筋肉痛などインフルエンザと似た症状を示し、数日で軽快するポンティアック熱とがあります。

人から人へは感染しませんが、レジオネラ属菌が生息する土壌の砂塵やこの菌に汚染された水のエアロゾルを吸入することにより感染するので、加湿器、24時間風呂、温泉施設、水景施設（人工の滝や噴水等）などの水利用設備や施設が感染源になる恐れがあります。